

特定接種対象者(医療関係者)について

社会機能分科会(第3回)

資料4-2

前回の議論

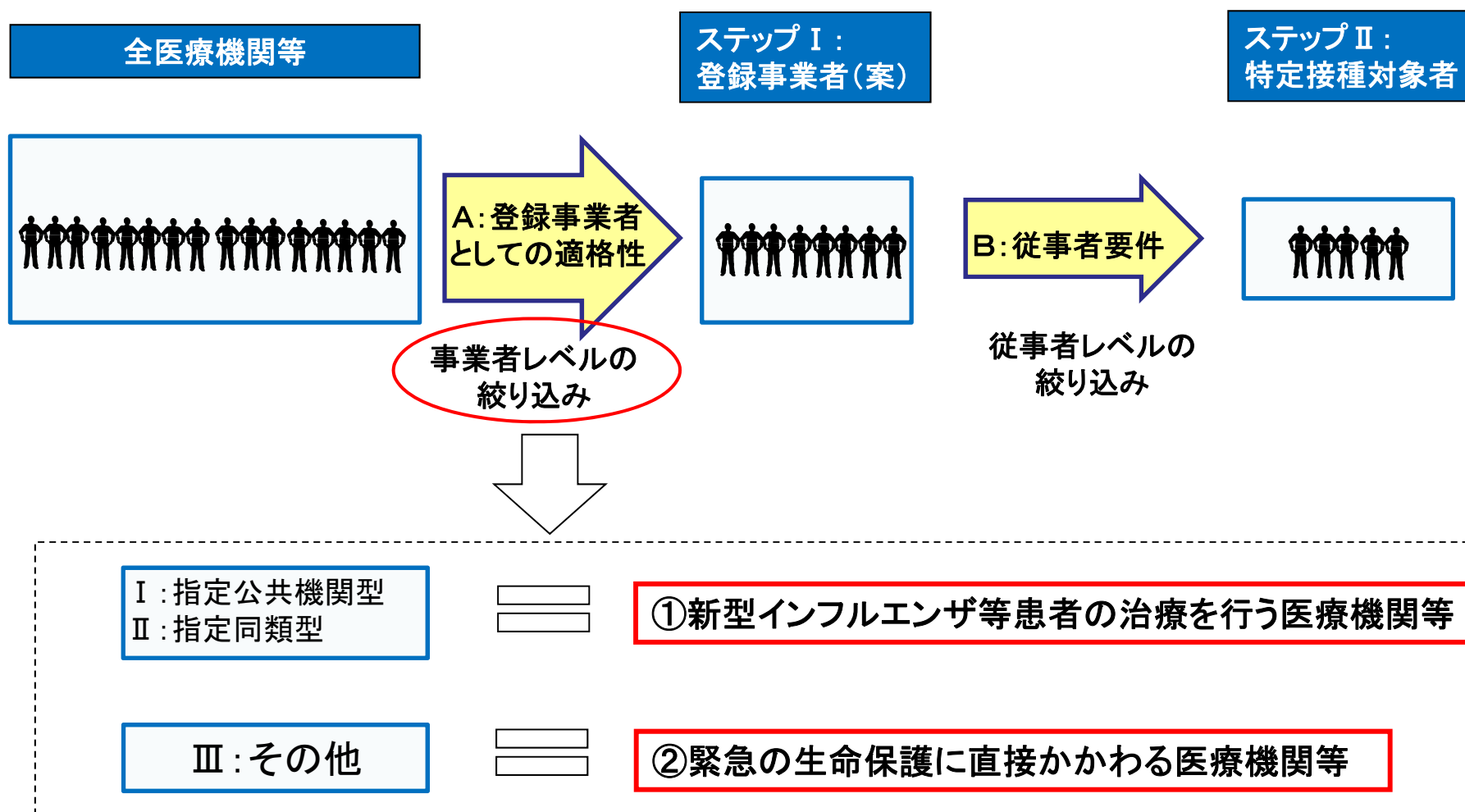
- 国民の生命を守るということを重視する観点から、医療を特定接種の対象業務とすることは、国民の理解も得られる。
- ただし、特定接種は妊婦や子どもへの住民接種よりも先に実施されるものであることから、医療従事者についても、対象範囲が新型インフルエンザ等の医療から広がりすぎないように明確にすることが必要。



医療従事者については、新型インフルエンザ等医療に関わる者を中心に、どこまで公益性・緊急性が認められるかという視点も踏まえ検討が必要。

ステップⅠ：医療関係の登録事業者について

○ 医療機関等について、資料4-1スライド6の基準に当てはめると、①新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関等と②緊急の生命保護に直接関わる医療機関等が登録事業者に該当することによろしいか。

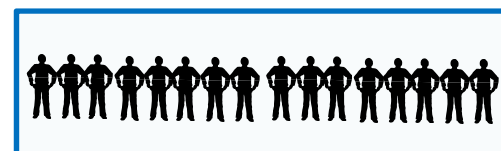
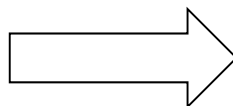
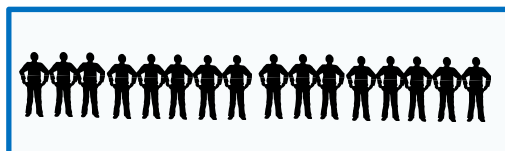


ステップⅡ：医療関係の従事者要件について①

①新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関等

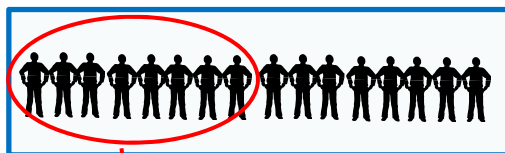
- イ 新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関等において、新型インフルエンザ等の医療の提供に関与する者（医師、看護師、窓口事務職員など）を特定接種の対象とすることによいか。
- ロ 新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しないが緊急の生命保護に関与する者など、一定の要件を満たす場合は特定接種の対象とすることによいか。対象とする一定の要件としては、どのようなものが考えられるか。

全従事者が新型インフルエンザ等の医療の提供に関与する場合

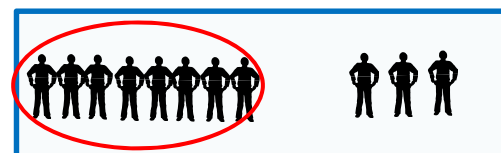
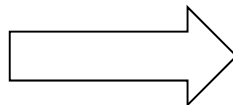


全員が特定接種の対象者によいか

新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しない従事者がいる場合



新型インフルエンザ等の医療の提供に関与



新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しない者で、一定の要件を満たす者は特定接種の対象者によいか

(※) 複数の診療科を持つ医療機関等では、新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しない従事者がいる場合もある₃

ステップⅡ：医療関係の従事者要件について②

②緊急の生命保護に直接かかわる医療機関等

ハ ロの新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関等で新型インフルエンザ等の医療の提供に関与しないが緊急の生命保護に関与する者と同様に、一定の要件を満たす者については、特定接種の対象とすることによいか。

